

会 議 録

会議の名称	第12回小金井市保育計画策定委員会		
事務局	子ども家庭部保育課		
開催日時	令和2年1月16日(木) 19時00分から21時00分まで		
開催場所	小金井市役所第二庁舎8階801会議室		
出席者	委員	米原 立将 委員長 長汐 道枝 副委員長 井戸下 望 委員 南雲 明野 委員 真木 千壽子 委員	大越 郁子 委員 八下田 友恵 委員 吉岡 博之 委員 飯塚 絵美 委員 茂森 俊介 委員
	事務局	子ども家庭部長 大澤 秀典 保育政策担当課長 平岡 良一 保育課長 三浦 真	くりのみ保育園園長 前島 美和 わかたけ保育園園長 杉山 久子 小金井保育園園長 小方 久美 さくら保育園園長 柴田 桂子 けやき保育園園長 池田 由美子
欠席者	長澤 麻紀 委員、竹澤 千穂 委員、福元 真由美 委員		
傍聴の可否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可		
傍聴者数	9人		
会議次第	1 開会 2 議題 (1)会議録の確定 (2)「(仮称)小金井市保育計画(第1・2・5章)」について (3)その他		
発言内容・ 発言者名(主な 発言要旨)	別紙のとおり		
提出資料	次第 資料33 (仮称)小金井市保育計画(素案)～第1・2・5章～ 資料34 今後の小金井市の保育行政の在り方に関する意見 ～小金井」市保育検討協議会報告～		
その他			

第12回小金井市保育計画策定委員会会議 会議録

令和2年1月16日

開 会

○米原委員長　それでは只今から、第12回小金井市保育計画策定委員会を開催いたします。初めに、議題(1)会議録でございます。これにつきましては、期限までに訂正等のお申し出がございませんでしたので、皆様に校正をお願いしたものを以て確定とさせていただきます。よろしいでしょうか。

○全員　（異議なし）

○米原委員長　ありがとうございます。前回会議録の確定をいたします。

次に、(2)「(仮称)小金井市保育計画」について議題といたします。こちらの議題につきましては、前々回、第10回の委員会において事務局より提出された1章、2章の素案について、これまで委員の皆様にご意見をいただいております。今回はこれまでの議論を受け、事務局より資料33として素案の修正案が提出されています。こちらについては、事務局より修正の箇所と修正の意図について説明いただいた上で皆様にご意見をいただくという流れで考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、前回の委員会で大越委員から、小金井市保育検討協議会の検討結果の報告書について共有してほしいとのご依頼がございましたので、今回事務局より資料34として当該資料が用意されております。資料33の素案に入る前に、事務局より、まず資料34の説明を行いたいとのことですので、事務局よりご説明をお願いいたします。

○保育政策担当課長　それでは、事務局の方からご説明をさせていただきます。資料33については、実際ご議論いただく際にご説明させていただきます。

資料34についてでございます。こちらは前回委員会の中で委員長からもお話がありましたとおり、共有のご依頼をいただきまして、お配りをさせていただいたものでございます。資料34「今後の小金井市の保育行政の在り方に関する意見～小金井市保育検討協議会報告～」でございますが、こちらは平成27年に市内保育所の在り方の検討や今後の保育行政について広く意見を聞くという目的で設置をされました、小金井市保育検討協議会での検討結果の報告書でございます。資料中に記載がございますとおり、保育検討協議会の委員の方は、学識経験者の方、公立保育園の保護者の方、民間保育園の園長、認証保育所の事業代表者、市民の方等計10名で構成され、計9回開催し意見のとりまとめを行っていただいたところでございます。報告書を見ていただくとお分かりだと思いますが、検討内容は多岐にわたっておりまして、内容によっては一つの意見に集約されるのではなく、多様な意見があるという形でまとめられたものもございます。いずれにしましても、意見書の内容につきましては、保育行政を行う上で重要な意見と考え、今回の「(仮称)保

育計画」の中でも、主に現状と課題の部分で、報告書の記載内容を引用するなど、今後の市の保育行政の方向性を考える上での参考とさせていただきます。

次に、報告書の引用の仕方について、前回の会議で委員よりご指摘をいただいております。特に、資料の31の、前回の資料ですね、31の18ページの(4)、「公立保育園の役割」について、記載の内容が不適切であるというご指摘をいただいております件について、少しお時間をいただきまして、ご指摘いただいた内容と、事務局としての考え方についてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、ご指摘の趣旨でございますが、資料31(4)公立保育園の役割については、検討協議会の検討内容を踏まえという記載をさせていただいておりますが、記載されている公立保育園の役割自体は、検討協議会以前に市の方で考え方として既に整理されて作成されたものと言わなければならないものとなっている、ということから、検討協議会の内容を踏まえたものとは言えない、このままでは誤解を与える内容である、というご指摘であったかなと思っております。事務局としてそのような記載をさせていただいた意図と事実関係を含めてご説明させていただきたいと思っております。まず、記載していた公立保育園の内容については、事実関係として、ご指摘とおり、検討協議会が始まる前から、市として持っていたものでございます。こちらの市が考える公立保育園の役割については、検討協議会にも資料として出ささせていただき、公立保育園の役割についてご議論をいただいたところでございます。それについては、資料34の報告書8ページ目について、公立だけではなく、公私立保育所の役割に関する認識という中で、報告書としては記載をいただいております、これらの役割を遂行していくことは重要であるというしめくりをいただいております。このような経過の中で、前回の資料の中で、事務局として「踏まえて」という言葉を使わせていただいた意図でございますが、もともと持っていた市の考え方に対し、報告書に記載いただいた検討協議会の意見について、市の方でも改めて確認をさせていただき、担当としては大きな違いはなく、文言を変えずともその趣旨を踏まえているという認識を持ちましたので、「踏まえている」という一言に纏めてしまったというところがございます。

また、市の方で準備しました計画素案については、委員の皆様からの意見をいただく前提でもございましたので、市の考える役割を決定事項として扱うつもりはございませんでしたが、そもそも、現状と課題の項目に記載している時点で、そのような意図が、さらに分かりにくいものになってしまったという状況もあるかと思っております。これらの状況から、記載場所や記載方法、また記載すべき文言等について改めて整理・精査の上、提示させていただくこととし、今回の会議までにはそれが間に合いませんでしたので、次回の会議に向け、修正等の準備を今、させていただいております。

以上が、前回ご指摘いただいた部分についての、現状の対応状況というところになります。ここまでのご質問・ご意見等、まずあれば、お伺いできればと思っております。以上です。

○米原委員長 ありがとうございます。只今事務局より、資料34についての説明と、資料31、

前回提出されている資料の（４）公立保育園の役割の取り扱いについて説明がありました。皆様から、今説明があった内容についてご意見やご質問などがありましたら、ご発言をお願いいたします。

それでは、資料３３の内容について、ご議論いただきたいと思います。まず、事務局より、ここには１・２・５章とありますけれども、第１章と第２章について、資料の３１からの修正箇所と修正の意図についてご説明をお願いいたします。

○保育政策担当課長 それでは、事務局よりご説明させていただきます。こちらの説明につきましては、資料３３の第１章・第２章ということになりますので、２１ページまでということになります。この説明でございますが、基本的には修正した箇所には下線を引かせていただいておりますけれども、言い回しや細かい修正につきましては、説明を割愛させていただき、大きなところを中心にご説明させていただければと思います。

では、資料をめくっていただき、資料の２ページ目をお開きください。（２）計画策定の趣旨・目的の中の文言でございます。こちらについては、ご指摘のあった部分について、主旨をとらえて何か所か変更してございますが、大きなところでは、下から３行目になります、「保育関係者をはじめとする」という書き出しでございますが、そのあとの「市として」という主語を明確にした部分が、特に大きな変更でございます。

それから、ページをめくっていただいて、６ページをお開きください。こちら、グラフのパーセンテージの表記でございますが、マイナス表記について、△で表記を変更させていただいております。具体的には、就学前児童人口、多摩市部の過去五年間の増減のところ、マイナス０．８のところ、△０．８等の変更を行った等になります。

続きまして、次のページ、７ページ目・８ページ目でございます。こちらにつきましては、量的保育ニーズと将来見通しというところで、主に量的なところについての将来の見込みというところでございます。どこの部分に据えるかというところがだいたい事務局の方でも悩んだというご説明をしましたが、最終的に全体構成を見直したときに、前半のところにあった方が据わりが良いというところで、前半の部分、現状と課題の個別の部分に入っていき前段に移動させていただきました。なお、８ページ目の最後の４行目のところでございますが、質に対してのつながりがここから読み取りにくいというようなご意見をいただきましたので、こちらについても、つながる形で記載を追記させていただいております。

続きまして、次のページ９ページ目をお開きください。こちらは、グラフと表の位置が上下入れ替えたほうが見やすいというご指摘がございましたので、その旨入れ替えさせていただいております。また、先ほどと同じように、パーセンテージについてマイナス表記は横棒ではなく△に変更させていただいております。続きまして、右側の１０ページです。保育所の利用率の上昇に関する文章でございますけれども、保育所の利用する理由として、就労以外の理由もあるというところについての、含みを入れさせていただいた記載に変更させていただきました。

続きまして、1枚お捲りいただきまして、12ページをご覧ください。ページの下のところ、人員不足の状況でございますが、最重要課題という言葉が何か所も出てくるところから、重要な課題の一つという書き方に変更させていただいております。

続きまして1ページお捲りください。左側、13ページでございます。ページの中ほどの、保育士の確保の記載の部分でございますけれども、保育士確保の必要性について、追記をさせていただいております。また、下段のところでございますけれども、東京都の行いました保育士実態調査から引用させていただきまして、研修機会の重要性と、なかなか機会を得ることの難しい旨の記載を追加させていただいております。

続きまして、右側の14ページになります。市内保育所・事業所との連携と、幼保小連携の部分でございます。こちらにつきましては、二つに分けさせていただいていた部分であり、もともと多様なニーズのところに記載をさせていただいておりますが、前回の会議でも申し上げましたが、内容としては保育の質に関連する事項という整理でこちらの方に移動させていただいております。また、文章全体をとらえたときに、前回ご指摘ありました、保育検討協議会の文言について、正確に引用することによりまして、幼保小連携と、事業所間の連携、双方に係ってくる部分もございましたので、現状という部分もございますので、それについては一括してまとめさせていただいたという形になります。

続きまして、17ページ、多様なニーズのところに入って参ります。多様なニーズの引用文のところでございますが、下線を引かせていただいた「一方」以降のところでございます。多様なニーズに対応することは、保育士さん一人ひとりの負担増にもつながる可能性があるという部分についても、このように追記をさせていただいております。その下の①特別な配慮が必要な子どもの支援でございますが、統計データ等の情報量が少なかったり、漠然としていた部分もございますので、それについては、平成28年3月に社会福祉法人日本保育協会がまとめた報告書から状況として引用をさせていただいております。また、外国籍のお子様への支援等についても、この中に追記をさせていただいたところがございます。

それから、右側の18ページ、要保護児童・要支援家庭への支援の記載でございますが、こちらにつきましては、国ではなくて市の数値というような統計的なお話もございましたので、市として公表されている数値として下線部分を追記させていただいております。

一枚お捲りいただきまして、19ページをご覧ください。一時預かりの状況につきまして、ご指摘いただいた部分を反映して、19ページの下段のところですね、表の下のところを大幅に変更をかけさせていただいております。以上、21ページまでについての修正点です。

なお、最後の21ページのところでございますが、先ほどもご説明しましたように、公立保育園の役割につきましては、現在改めて精査・修正等を行っているところでございまして、今回につきましては、記載は割愛させていただいております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○米原委員長 ありがとうございます。ただいま、事務局より資料33について、31からの修正箇所と修正の意図についてご説明いただきました。これから、事務局の説明に対して皆様からご意見をいただきますので、またご議論いただきたいと思います。

なお、この修正案は、前回までのご議論の内容をどのように反映できるか、もしくはできないかというのを事務局にて検討し作成いただいておりますので、いただいたご意見すべてが反映されているわけではございません。その点、あらかじめご理解いただければと思います。

これまで同様、明らかに修正すべき点や重要な課題が抜け落ちている等についてご意見、それからご提案をいただければと思っておりますので、その点について、ご意見・ご質問・ご提案ございましたら、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

では、私から。10ページなのですがすけれども、事務局で修正していただいた上の方、例えばなのですがすけれども、「なお、母親以外の方も保育サービスを利用することができますが、実際は母親の就労率と保育所利用率が1：1の相関関係にあることから、ここでは母親の就労状況のみを取り上げています」とありまして、これはそのとおりだと思うのですが、例えば、「他の自治体を含めて統計的には母親の就労率と保育所利用率はほぼ1：1の相関関係にあることから、ここでは母親の就労状況のみを取り上げておりますが」を先にして、「母親以外の保護者のいろいろな理由によって必要な保育を受けることが困難である児童についても保育サービスを利用することができます」のほうが、よりポジティブな、母親以外の保護者もいろいろな理由によって保育所利用しているということについて大事にしている文章に変わるのではないかなと考えました。一つの提案です。

例えば、それについて、いかがでしょうか。

○保育政策担当課長 事務局です。趣旨としては同様なのですがすけれども、これですと、もともとご意見いただいた内容からすると、委員長から言っていた内容の方がより適切だなと思っておりますので、そのような形で修正をかけたと思います。

○米原委員長 他は、皆さんいかがでしょうか。

○飯塚委員 飯塚です。11ページの一番下のところなのですがすけれども、「実際に保育を実践する保育士の処遇が健全であることと保育の質は、保育の質の維持・向上を図るうえで、密接に関係するものとなっています。」とあるのですが、これ、本当にそうなのなのですがすけれども、何の事前知識もなくパッと見た方からすると、実際にそうであるのか、ただの一つの意見としてあるのか、というところが分かりにくいと思うのですが、何らかの根拠をここで示せると良いのかなというふうに思いました。例えば、これまでの研究結果ではこんなことが言われています、とか、何かしらの根拠があればいいのかなと思います。

○保育政策担当課長 事務局です。研究結果が確認できるようであれば加えてみたいのですがすけれども、こちらの方で調べてみて、加えられるようであれば加えさせていただきたいと思っております。記載の文章についてだいたいここは悩んだところではございましたが、ご指

摘いただいたとおり、より伝わるものになるようであれば、根拠として提示できるものがあるかどうか調べてみたいと思います。

- 大越委員　　大越です。2ページ目の(1)の経緯のところなのですけれども、下から2行目の、「このような中、市民、保護者及び市議会から～」の、保護者とか市民というのは、具体的にどこかからの要望があったということでしょうか。
- 保育施策担当課長　事務局です。市議会は以前、お話をいただいたところもあったかなと思っ
ているのですが、保護者という部分でいうと、公立保育園の保護者の方から会議等
でお話をいただいたという部分もあるかと思っております。そういった中では、傍聴
などで来ていただいた方のご意見等もあったかなと思っております。それらを含め
た形でこういった書き方をさせていただいております。
- 大越委員　　ありがとうございます。それから、11ページの、保育の質についての部分なん
ですけれども、2段目のところに、「東京都が実施する指導監査や～」というふうに、
これがあるから、客観的に保育の質が担保される仕組みとなっていますと書いてあ
るのですけれども、これは、実際はどういう頻度で指導監査に入っているのか、ち
よっと教えていただきたいのですけれども。
- 保育政策担当課長　事務局です。今手元に数値的なものを持ち合わせていないのですけれども、
5年から、状況によってはそれ以上のスパンになっている園もあるかと思
います。今、保育園が急速に増えている状況もございますので、頻度としては逆に、第三者
評価の方が、法定で決められている頻度の方が、早いかと思っております。東
京都の頻度については、今申し上げた範囲の中かなというふうに思っております。
- 米原委員長　　ちなみに、都の監査について、どれぐらいの割合ですか。各園の先生方。
- 茂森委員　　茂森です。毎年ですね、来るのではないかと。監査の、指導監査基準の研修とい
うものに毎年行かせていただいているのですけれども、4年目に行ったときは、「去
年までは4年と言っていたけど、5年来ていない園は来年来ると思います」と言われ
て、よし、来年かと思っていたのですが、また次の年に行くと「保育園が増えたの
で、6年になります」等、年数が増えていって、なかなか来ていません。東京都
の方も対応しきれていない状況があるかと思
います。
- 米原委員長　　十数年前は、2年に1回が目安だったんです。あと、開設したときに、開設指導と
いうものがあつたのですけれども、事務局や茂森さんからのお話とお
り、最近
は年間300件以上保育園が増えているので、東京都内でね、増えているので、東京都
の指導検査部が回り切れていないというのがあると思
います。
- 大越委員　　それだと、担保される仕組みになっていないのかなという、率直な意見な
のですが、いかがでしょうか。
- 保育政策担当課長　事務局です。事務局の捉え方として、そういう、それぞれの仕組みが、行政
側からの指導監査という仕組みと、また、第三者からの評価を受けるという仕組み
があるというところが客観的な担保になっているというのをお伝えしたかったと
いうところ
です。実際回り切れていない事実がある部分ですとか、そういう部分が
不足しているというところの記載が必要になるかどうかは検討させていただ
きたいと思
いますが、そういうような部分があるので、質のガイドラインの重要性とい

うのがより見えてくる部分もあるのかなと思っておりますが、仕組みとしてある、ということについては、こちらとしては入れていきかけたという意図でございます。

○大越委員 5年に1度とか6年に1度だと担保されていないと思うので、保護者としてはこの表現が適切なのかなというのはあるのですけれども。

○米原委員長 よろしいでしょうか。東京都の指導検査に関しては、基準、条例や法令に則った項目がかなりの数あるのですけれども、質の担保もあるのですけれども、法律に則ってきちんと運営しているかについての都の確認という意味合いが強い。それと、こちらに並んでいる第三者評価については、保護者の意見も踏まえて、具体的に取り組みがきちんと回っているかということを確認していくというので、それぞれ見る視点が違っておまして、東京都は珍しく、3年に1度は必ず実際に評価委員が来て、第三者評価を行わないと補助金が減る仕組みになっておりますので、すべての民間保育園は3年に1度、あとは、自治体によっては公立保育園も同様に受審しているということで、事務局の説明は事務局の説明として、そういう制度はありますよ、ということで、次の段の文章にどのようにつなげていくのかというところで、大越委員がもう少しうまいつなげ方はないのかというご指摘だったのではないかと思います。そういう理解でよろしいでしょうか。

○大越委員 はい、大丈夫です。

○保育政策担当課長 では、前後のつながりも含めて、現状というところでもございますので、事務局の方で記載は検討させていただきたいと思います。

○真木委員 真木です。その第三者評価を今年受けたのですけれども、3年に1度、東京都の場合義務付けられているということで、保育士の、第三者評価だから、客観的に外部の評価委員が評価してくださるのですけれども、質の担保、その他、十分にできると思います。あと、指導検査、特に、安定した園に関しては、4年とか、6年に一度です。先ほど委員長が言っておりましたけれども、新設の園だと、うまくやっているのかどうかということで、本当に、6か月に1回ぐらい、来たりとかあります。大体以前は2年に1回ぐらい指導検査というのがあって、指導検査、指導ですね、最初はね。それで、段々監査という形のものになっていくのですけれども、十二分に質の担保もそうですけれども、保育の内容、細かいところまで見ていただけるので、その件に関しては、安心して。そのための指導監査・指導検査なので。その点は安心していただいてよいのかなと思います。具体的に言うと何時間もかかりそうなので、大変なんですけれども、本当に事細かく、運営の部分、会計の部分、保育の部分、すべてのことですね。なので、それをこなすように義務付けられているので、でない、補助金も下りない、補助金も半端な額じゃないですからね。というところですかね。

○米原委員長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○真木委員 それと、例えば、指導検査で不具合のあるところがあるとするじゃないですか。そうすると、それを修正するまで何度も指導が入ります。いつまでに具体的に対策・課題をこなしてくださいということで、その課題をこなしている園は、運営も

安定しているのかなと思います。

○米原委員長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

○井戸下委員 井戸下です。10ページのグラフとグラフの間の文章の中に、「特定の教育・保育施設」という文言が出てくるところで、ここは、以前の会議で、説明があった方がよいのではないかという意見があったように記憶しているのですが、ここは特に修正入っていないのですが、この注釈については必要ないという判断だということでしょうか。

○保育政策担当課長 事務局です。冒頭の説明で私の方で申し上げ切れていなかった部分がございます。今回の修正部分でございますが、単語や言い回しについて、統一性が図れていない部分はまだ若干残っているかなと思います。今後記載していく中で必ずしも統一が取れていない部分もあるかと思っておりますので、そういう部分については、最終的にまとめた修正を考えております。今、井戸下委員から言っていただいた注釈の部分についても、個々の段階で個別に入れていくのではなくて、最終段階で注釈にするか違う書き方をするかというのも整理したいと思っております。

○米原委員長 他はいかがでしょうか。

○大越委員 大越です。12ページの②保育士の確保のところなのですが、有効求人倍率、平成28年11月で全国3.2倍というふうになっていまして、その下の行の保育士の離職率は全国で10.3%となっているのですが、あと、その下、東京都の保育士の平均年収は368万6千円というふうになっているのですが、これは出典はどこからの情報でしょうか。あと、保育士の離職率も、これは平成28年の数字で合ってますでしょうか。

○保育政策担当課長 事務局です。「保育士の有効求人倍率は」から離職率の部分も含めて、この28年11月のところから引用させていただいております。その下のグラフのところは、東京都の保育士の実態調査のところから引用しておりますので、引用が分かれている部分が若干あるのかなと思います。

○大越委員 大越です。ということは、平均年収は保育士の実態調査の部分から引用されていて、有効求人倍率は違うところからということで合っていますでしょうか。

○保育政策担当課長 事務局です。数字なので、再度確認をしたいとは思いますが、事務局の方で何度か新しいものに直そうとしたりしているので、整合が取れているかどうか再度確認したいと思っておりますが、年収の部分まではこの28年の有効求人倍率の前後のところから引用している、年次としてはこの部分を取らせていただいております。出典について、異なる部分があるかどうか、再度確認をしたいと思っております。

○米原委員長 他はいかがでしょうか。

○南雲委員 南雲です。11ページの下、「また、とうきょう福祉ナビゲーション～」のところなのですが、アンケートで、外部の苦情窓口について伝えられているか、で、施設側にその認識が低い事によるものとみられますとか、その下の行も含めてなのですが、アンケートでこのように結果として出しまっているのですが、直しようがないことだとは思っているのですが、この意見をストレートに受け入れることができない園もあるのではないかなという気があります。言い訳になってしまうのかなと思

うのですが、私の園しか分からないのですけれども、保護者会の全体会できちっとお話をしていますし、玄関に表示をする義務もありますし、そちらもご覧ください、分からないことがあればお尋ねくださいということを、おそらくほとんどの園で言っているかなとは思いますが、それがこの扱いになってしまっているのは、どういうことなのかな、と。それで施設側にその認識が低いというのが、アンケートとは別に、実態はどうなっているのかなというのが知りたいと思ったのですけれども。

○米原委員長 評価が最も低いというのはそのとおりだけれども、認識が低いというのは、その分析となっているけれども、そこについてはどういうふうに考えているのか、ということですかね。

○南雲委員 そのまま保護者の方が読んだら、「え、そうなの？」となってしまうのかなと思いますし。

○八下田委員 八下田です。私もちょっとここ、気になって、伝え方に工夫を、とかっていう、伝えてはいらっしやると思っていて、私たちも受け取っているけれど忘れてしまったりとか、他の情報に紛れてしまったりしているので、認識が低いだとちょっと違うなと感じるので、伝え方に工夫を必要とするのかどうかという、分析がちょっと違うような気がします。

○吉岡委員 どういう発信をしているのかとかね、発信の工夫ね。

○八下田委員 はい、発信の工夫っていう。

○南雲委員 あまり、園側からアピールしても、みんな大人なんだから、全体会で言って、書いてあるんだから、と、そこまでは思わないですけれども、ああ、そういうことなんだなって。

○保育政策担当課長 事務局です。趣旨は分かりました。結論から言うと、考えたいと思うのですけれども、ここで伝えたかった意図は、実は次に低かった項目は、というところがこちらとしてはポイントで、ただ、一番低かった項目を述べずに記載するというのもどうかという思いと、一方で、この認識が低いという表現が良いかどうかは別としまして、苦情の窓口の部分については、やはり運営基準なりなんなりで重要視されている項目であるのは確かですので、これについて、書き方、表現の仕方についてですね、アンケートの部分をもう一度見直しながら、書き方については検討したいと思います。

○米原委員長 ここの項目って、断トツに低いんですよ。次に低いものともかなり差があるところで、そもそもあまり窓口を利用しないで普段からやり取りができていた園ほど、窓口の存在を気にしない、利用者が気にしないという傾向がありそうですので、書き方について、事務局がまた検討いただくという形で、また改めて修正時に確認いただければと思います。他はいかがでしょうか。

○八下田委員 八下田です。14ページの③のところ、大きく直していただいたところなんですけれども、市内の保育事業所等との連携と、幼保小の連携についてまとめていただいたのですが、実情が書いてあって、連携ができていない、連携が構築できていないのは実情です、市による体系的な連携の構築にも至っていませんという文章が追加されて、そのあと、保育検討協議会では、そういった取り組みを充実させるこ

とも求めたいという文章で終わっているのですが、これを受けて、市としては今後こうしていきます、みたいな表明が全くなくて、できていない実情と、検討協議会でこういう要請があったという内容だけなので、ちょっとこれではお粗末かなと。市の表明が全く見えないなというふうに感じました。もう一文足していただけると良い内容になるんじゃないかなと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○保育政策担当課長 事務局です。こちらのところは、今回全体見直しをかけていた中でもかなり多く変更をかけた部分となっていて、その意図としては、現状と課題というところだということに、少し立ち返ったところがございます。ですので、これを受けてどうしていくかということを書いたところを書いていくというような整理の方が好ましいということで、あえてここでとどめさせていただいております。

他のところについて、多分、もう少しサジェスションが入っているのは、「何何していきます」、「こうこう市に求められています」とか、その部分まで踏み込みがあるので、次へのつながりがより分かりやすくなっているのかなと思っているのですが、個々のところは、まとめた中で、やはり保育所間の連携と、幼保小の連携というのは厳密には同じ連携とひとくくりにするにはだいぶ様々な部分の違いもあったところから、方向性としての書き足しがしにくかったというところもあったというのがこの記載の意図になります。ですので、お話いただいた部分を踏まえて、次につないでいく一文が加えられるかどうかは全体を見ながら検討させていただきたいと思うのですが、ここで切ってしまった意図としては、そういう意図だということをご説明させていただきます。

○米原委員長 いかがでしょうか。この後また、5章についての説明と検討がありますので、そこから立ち戻ることもあるかと思いますが。

○八下田委員 八下田です。追加で、同じような感じなんですけれども、11ページの(2)①の上の段落で少し空いている上の部分なのですけれども、ここも、「近年、～『保育の質のガイドライン』を策定し、活用する取組みが広がってきています。」で終わっていて、小金井市の本市においては、というのがなくて、こういうのも、どこかで書いてあるのですか。他の自治体の取組みだけ書いて、うちはどうするのだ、というのが見えないのですけれども。

○保育政策担当課長 事務局です。結論から申し上げますと、そういう意味です。ちょっと端的すぎるかなというご指摘かと思うのですが。

○八下田委員 市の表明はどこに出てくるんですか。

○保育政策担当課長 5章ですね。おっしゃっている主旨で書いていくと、方向性までここに書ききってしまうような形にもなってしまったのが作業の工程でありまして、切り方が、というところもありますので、ご趣旨は分かりましたので、全体の中で、こちらの方で書き方は考えさせていただきたいのですが、もし接続の整理ということで、全体が出来上がったときにご理解いただけるのであれば、という部分も含めて、ちょっと考えさせていただければと思います。

○長汐委員 質問なのですが、よろしいでしょうか。長汐です。11ページの、先ほど話題になりました、「外部の苦情窓口について」というところなのですが、これは、保育

園の外の苦情窓口という意味ですか。それとも、園の中に苦情処理委員といますか、そういうのを選出していて、外部の人をそこに選任して、保護者からの様々な疑問とか苦情とかを受ける、そういうところのPRが不足しているという意味でしょうか。

○保育政策担当課長 事務局からお答えさせていただきます。結論から申し上げますと、両方あるかと思えます。必要な重要事項等を入所される方に説明するにあたって、長汐委員に仰っていただいたとおり、内部にも苦情処理というか、窓口を設けることになっているのですけれども、それ以外の部分についてのご説明というか、ご案内も記載する場合もございますので、まずは、最低でも園としての苦情処理機関と言いますか、第三者の苦情処理委員と言いますか、そういう記載は必要で、それについてのご説明というか、周知は必要になっています。

○長汐委員 そうですね。この委員の中に、園の関係者の方が入ってらっしゃるんですか。それとも、何人いらっしゃるかわからないですけれども、外部の専門の方とか、関係者とか、そういう方を選任していらっしゃるのでしょうか。

○米原委員長 それは、園長への質問でしょうか。

○長汐委員 はい、そうです。

○南雲委員 南雲です。私の園では、株式会社経営の園なのですけれども、園の中ではもちろん、私が窓口になって、トップリーダーたちが窓口になったり。他の保育士たちも窓口になったりはしますけれども、解決に向けては主に私が動く、後は、本社に相談しながら、というのが園の中で。社で外部の方をお願いして選任してお二人の方をお願いをしているのが外部のもの。苦情窓口になってくださっている方という位置づけの方がいらっしゃいます。あと、プラス、園の中に、どこの園にもあるかと思うのですけれども、保育園に通わせていらっしゃるお母さまはご存じだと思うのですが、意見箱というのが必ず玄関先に設置してありまして、だれでも入ればすぐ見えるところに意見箱がありますので、そこで、シンプルな意見や質問だったり、あとは苦情であったりというのも受けることになっております。

○長汐委員 長汐です。それって、スムーズに機能していますか。

○南雲委員 そうですか。なかなか、親御さんたちって特に言いにくいことは言わないので、溜まっていつちゃうというか、それをどのように解決していくかというのが難しいところかと思うのですけれど、非常に大事ですよ。保護者と信頼関係を保っていくのにね。なので、これが低いというのは、少し心配かなと、見ていて思っていました。

○長汐委員 でも本音かもしれないですよ。

○米原委員長 外部の苦情窓口について伝えられているのかというのは、東京都の福祉サービスの第三者評価全体、高齢者施設も含めて、一番低いんですね。それが、先ほど各委員からもありましたけれども、広報、情報として伝えられているというような受け止め方なのか、今長汐さんがおっしゃったように、制度としてうまく回っていないかというどちらからの見方もあると思うのですが、多くの見方というか、ここの第三者評価って、保護者からの自由意見もありますので、システム以前に、情報とし

て伝わっていないということが多くのように読めますけれども。私も実は評価委員なので。その辺の事情はそこそこ、全体のことは研修でも毎回聞いています。

○大越委員

大越です。今委員長が仰ったとおりのこともありますし、今私も通わせていて、日ごろの先生とのやり取りで解決できてしまっているのも、そういう情報が入ってこないということもあると思いますし、ただ、他の園のお母さんに聞くと、苦情を言っても、それが解決されない、やめて行っちゃった方もいたりとか、結構差が激しいんだなというのもすごく感じられるので、大体の園がそうじゃないと思うのですけれども、そういう園もあるっていうのを聞くと、ちょっと苦情解決については課題があるのかなというふうにも感じます。

○米原委員長

それについては、ここでは現状と課題の、きちんと把握されている課題があるならここで書き、さらに、ガイドライン作成の時にそれに近いような項目が入れられれば良いのかなと感じますが、いかがでしょうか。

○真木委員

真木です。いろんな園でいろんなやり方があると思うのですけれども、うちの場合は、認証保育所、待機児童解消ということで認証保育所なんですけれども、園の健康診断と称して、毎年保護者アンケートを取っております。その保護者アンケートの内容は何かというと、保育の内容、生活指導、それと行事、それと保育士について、事務職員について、すべてを網羅したもので、運営面については園長に対していろいろ言ってきますし、それをいろんなアンケートを書いてくださるんですけれども、それをそのままにして放置しないで、それを一つずつ解決するような、いいところはいいところで集めて、分析はすごい時間がかかるのです。その結果がでるまでは、3か月ぐらいはかかります。9月ごろアンケートを配布して、結果が出るのが12月ごろ結果が出て、それをまた説明します。文章で説明するのと、懇談会などで説明するのですけれども、少しずつ保護者の方と園との距離を埋めていく、苦情というのはそういうところから出てくるので。こういうところをどうにかしてくださいとか、こちらもこんな努力をしている等。施設はうちは狭いんですね。それに対していろいろ言ってくる、施設のハード部分はどうにもできない部分もあるけれども、でも、できる範囲で工夫していきますというふうに言うと、理解して下さるんですね。また、いろんなことを言ってこられるんですけれども、ああ、そういうふうに見られているんだと謙虚に受け止めて、解決の方向を探っているわけなんですけれども、今年は、ダブルで、保護者アンケートと第三者評価ということで、すごい充実しているといえば充実しているんですけれども、上の方は大変です。頭が禿げそうな感じの。でも、そういうふう感じていらっしゃるんだなということで、課題を少しずつ解決しながら、距離を縮めて信頼度を増しているという形でやっています。まあいろんな園があると思うんですけれども、かと思えば、施設見学、入所見学、施設見学に見える方で、今通っている園で子どもがいじめられていて、いじめられる側にも原因があるんじゃないの、と、さらっとそれで済まされて、自分としてはもう耐えられないので、転園を考えているというので見学にいらして、といういろんな事情がおありのようで。そういうものがなくなるように質の底上げをやっていかなければいけないのかなと。このガイドラインができれば、そういう

ところで利用できたらよいかと思います。

○米原委員長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

○南雲委員 全然別のことでよろしいでしょうか。17ページの下の方の「②アレルギーのある子どもたちの保育」という部分で、これがアレルギーに限定されてしまっているんですけども、この中に示されていないのでお伝えしたいと思うのですが、アレルギー指示書には、食物不耐症という項目があるんですね。その項目について、その記述を加えるかというところなのですが、いかがでしょうか。診断はすべて医師によるもので、医師からの指示がなければ除去は致しませんけれども、そのことについても、認知されていない保護者の方もいらっしゃるし、うちの子そうだけどここには書いていない、どうなのだろう、というふうな疑問をお持ちの保護者の方ももしかしたら出てくるかなと思うので、そこはどういうふうにお考えなのかなと。

○米原委員長 例えば、乳糖不耐症だとか。例えばね。

○南雲委員 それに限らず、ですね。すごく複雑なんですね。アレルギーとは違うんです。手元に資料は準備してきたんですけども。

○米原委員長 いかがでしょうか。

○保育政策担当課長 事務局です。南雲委員からおっしゃっていただいたとおり、どこまで細やかに情報を拾っていくかというのが難しと思います。一方で、アレルギーという言葉で書いておりますが、食物に限定したような書き方をしていないということもありますので、どこまでの部分を記載していくのかというのはこちらでも検討させていただきたいと思いますが、今言っていた以外の部分についてどのぐらいのレベルまで細かくしていくかということについては、委員長と相談させていただいた上で、記載についてどうするかも含めて預らせていただきたいと思います。

○南雲委員 南雲です。アレルギーではないので、そのところは分けて、記載するならばの方が良いのかなと思います。

○米原委員長 もしくは、アレルギー等のある、という、アレルギーの場合はダニ・埃等もありますけれども、花粉もね。食物摂取において子どもの状況に配慮されているかというのはアレルギーだけではなく、南雲さんからあったような対象も含まれると思いますので、そこは書きぶりですとか、内容について、事務局からあったように、検討したいと思います。他はいかがでしょうか。

○吉岡委員 吉岡ですが、18ページ「③要保護児童・要支援家庭の支援」で、順番として虐待の方が先に出ているのですけれども、やはり、支援を要する、保護者支援の方というのを先に出していただいて、要するに、そこが充実していれば虐待にはなかなかつながらないんだということを踏まえると、逆にした方が良いのかなと、読んでいて少し感じたのですけれども。確かに虐待も重要なことではあるのですけれども。

○保育政策担当課長 事務局です。確かに、このタイトルに対して虐待から入ると、この言葉イコール虐待というふうに捉えてしまうという誤解はあるかなと思っております。その一方で、どうしても昨今の状況を見ると一番直結してしまうということもあるので、入れ替えることよっての趣旨の伝わり方等もあるので、書き方については全体的

にもう少し考えさせていただきたいと思うのですが、最終的に変更するかしないかを含めて、ちょっと預からせていただきます。

○米原委員長 他はいかがでしょうか。

○大越委員 大越です。17ページの「①特別な配慮が必要な子どもの支援」というところで、具体的な数字を出していただけて分かりやすいと思うのですが、前にも委員会中に話が出たかと思うのですが、市には、児童発達支援センター「きらり」があるので、その状況がちょっと私たち保護者も見えないところがあるので、その状況も、一定載せていただいて、今の状況、ちゃんと受け入れができていますのかどうかとか、足りているのか足りていないのかも分からない状況なので、現状は書いていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○保育政策担当課長 事務局の方でまずお答えさせていただきます。今回の計画のカテゴリーといたしましては、今大越委員から言っていた児童発達支援センター「きらり」については、分野としては保育ではなく療育分野にあたります。ですので、保育に特化したもので書かせていただいているので、現状の部分ですでに割愛させていただいたという部分がございますので、仮に記載するとなりましても、「きらり」の充実についてこの「(仮称)保育計画」の中で言及していく範囲とは捉えていないものですので、どのような形で表現すべきかどうかは少し預からせていただきたいと思いますが、制度として、保育ではなく療育の方の領域の部分ということで、入っていないという意図でございます。

○大越委員 大越です。保護者からすると、預けているわけなので、多分同じ立場かなというふうに感じられてしまうんですけど、その意図はわかるのですが、もし自分の子どもが、いつそういうのが分かるかもしれないというのは皆同じ状況なわけであって、それが療育だからというところで保護者としては区分けはできないと思うんですけども。

○米原委員長 なるほど。ここには、例えば幼稚園での幼児教育・保育というのが対象になっていない、いわゆる保育を必要とする子どもの保育ということで、保護者の都合によって日中預かるというものが大前提になっているというのが事務局の説明のもとにあると思いますので、その保育を必要とするという部分に重なる部分に関しては、できる限り載せていくという方向で考えられるのかなと思いますが、いかがでしょうか。逆にそうでなければ、薄くなるというのか、この部分には載せにくいのかなと。

○保育政策担当課長 事務局です。先ほど申し上げたような部分がございますので、現状として記載することはあるかなと思うのですが、施策の方向性のところまで踏み込むのはこの範疇からすると難しい部分があるのかなという思いも持っております。ですので、ご趣旨は理解しているつもりではあるのですが、どのような表現をすべきかどうかというあたりについては、こちらについても整理させていただきたいと思います。

○吉岡委員 吉岡です。例えば今のご意見に関して、14ページの連携というところのなかで、気になるお子さんに対しては市内の専門の「きらり」等との連携がある等というよ

うなことで明記していただくとかですね、あとは、特別な配慮の場合には、気軽に相談できる場所として「きらり」を挙げていただいて、相談していただくという方向であれば、載せられるんじゃないかなと思います。ぜひ載せていただければ、ありがたいなと思います。今お話しありましたけれども、実際問題として相談件数は上がっております。確かにマックス状態になっているのは確かです。ただ、いろいろやりくりをしてどうにかニーズにこたえるようにしています。

○長汐委員　　また質問なのですが良いですか。0歳で保育園に入園したお子さんが、その時はまだ障害等が明らかになっていないんだけど、2～3歳になった時までは障害が見えてきちゃったという場合の、例えば「きらり」への措置変更というのはあるんですか。現実には。

○吉岡委員　　措置変更と言いますか、例えば通所の方の対象の年齢になった場合にですね、うちの通園の「ピノキオ」の方に利用申請を出していただいて、通ってくださいということになれば通えることになりまして、0歳から2歳ですと、親子通園事業というのがございまして、親御さんと一緒に療育・支援に対していろいろ共有しながら訓練という時間を組むという事業もあります。

○長汐委員　　長汐です。質問ですけども、例えば、普通の保育園を利用して、必要があるからということで「きらり」さんの「ピノキオ」？

○吉岡委員　　「ピノキオ」ではなく、その場合はですね、専門相談とかですね、訓練の方にご利用していただいております。現状としては、園を、1時間なり1時間半なり抜けてもらってうちに来て、少し療育を受けて、また戻っていくというような形態でやっております。

○長汐委員　　そういうのが、現在もあるわけですね。なんか、そういうのが連携の中でなのか、特別な配慮が必要なところなのか、あまり宣伝されていないとか、見えてこないという感じがあります。素晴らしい制度があるなら、もう少し書いてもらっても良いのかなと思います。

○米原委員長　　制度としては、巡回ですよ。国の制度としては、国のメニューとしてはあるはずなので、それを実際行っているかどうかということに関してはこれは保育に乗っかっているのです。

○吉岡委員　　公立保育園さんの場合には巡回の方が別のシステムでありまして、今年度から私のところでは、私立の幼稚園・保育園に対して試行的事業なのですが、巡回相談というのを始めさせていただいております。今年度は、来ていただきたいと手を挙げてくださった幼稚園さん・保育園さんから8園に絞って、それを今年度回っております。ですから、年間1つの園に対して5回ほど回っていて、課題になっていることを1回目、2回目、3回目、4回目というふうに出していただいて、こういう方向が良いのではないかとということに対して、次回はこういう方法を取ったらこうだった、というように、積み重ねとして、ステップアップできるような内容として、同じようなお子さん、気になるお子さんが入ってきたときに、そういう支援方法を取ればよいのだということをごんごん広めていく。お互いのスキルアップにつながるような事業という位置づけでやっております。

- 米原委員長　それこそが保育の質の向上、児童発達支援事業はやはり保育の枠には入りにくいですが、今のお話は保育の質の向上につながるということで、また事務局と検討して、どこに入れていくのかということを考えてと思います。
- 飯塚委員　17ページの「①特別な配慮が必要な子どもの支援」というところで、下線部の「平成30年度事務報告書によれば、平成31年3月現在、公立民間合計で、46人の障がい児や『気になる子』の受け入れを行っている状況です。」とあるのですが、これは、入園希望を出した段階で障害の存在だったり気になる子という枠、というか、そういう扱いで入園を受け入れているということでしょうか。
- 保育政策担当課長　事務局です。こちらの数字なのですが、結論から申し上げますと、最初からあえて「障がい児は」という言葉を使わせていただくのですが、その枠にお申し込みになって、通われている方に限らずですね、入園されてから成長するにしたがって発現されたり、というような状況もあって、その後、1対1で保育士さんがつくなどの対応をしている子どもも含めての数字となります。小金井の場合は、公立保育園の場合は枠として募集する場合もあれば、今申し上げたような対応をしている場合もあるんですけれども、民間さんの場合は特段枠は設けないけれども、園の事情なども加味しながら、お申込みされた方について、入所決定された段階で対応できれば対応していくというやり方もしているので、その結果の合計数字ということになります。基本的には、加配をつけていただいている、もしくはそれ相当の対応をされているお子さんの合計数、公民の合計数となります。
- 飯塚委員　ここでの気になる子というのは、診断はついていないけれども、加配が必要なお子さん、ということでしょうか。
- 米原委員長　上の定義でよいかということですね。
- 保育政策担当課長　事務局です。その定義で書かせていただいている数字です。
- 飯塚委員　飯塚です。ここを見せていただいて、ぱっと見、私は読んでいて、気になる子と出てきたときに、かなりグレーのお子様まで含めて考えていたので、46人といわれると少ないなという印象があるんですね。例えば、小学校に入っていれば各クラスに1人2人は何らかの配慮が必要なお子さんと言われている中で、小金井市全体で保育園で気になるお子さん・障がい児含めて46人といわれると、非常に少ないな、と。この数字はどこから持ってきたのかなと思ったんですね。なので、46人という数字の説明がもう少し欲しいというか。
- 保育政策担当課長　事務局です。確かに、おっしゃるとおり、統計で使ったところの定義と、この46人の定義というのが100%一致していないということがございます。ただ、記載の部分でまとめてしまった感があったかなと思うので、書き方を工夫させていただきたいと思います。46人につきましては、先ほど申し上げたとおり、加配対応もしくはそれ同等の対応という形ですので、園の全体の中でそういうお子さんだけども特段1対1で見えてはいない、というお子さんはこの46人には入っていないので、なかなかそういう数を実際にカウントしているのが現実的に難しいところがあって、というのはご理解いただけるかと思うのですが、数字の定義の基準がちょっと違うというところはもう少しわかるような形で表記したいと思います。

○米原委員長 「気になる子」という表現自体、「支援が必要な子」ならばより子どものための支援なんですけれども、距離の取り方、繊細でないですね、子どもに寄り添っていないと取られるかもしれないので、そこについても検討します。他はいかがででしょうか。まだあるかもしれませんが、1章・2章については、本日の時点では一端終了ということによろしいでしょうか。

次に、第5章について行いたいと思います。本日この議題を進めるにあたって、まずはこちらの方も事務局の方からご説明いただけますでしょうか。お願いいたします。

○保育政策担当課長 事務局です。それでは第5章についてご説明をさせていただきます。まずご説明させていただくにあたりまして、ページは22ページからとなりますが、事務局として第5章の構成や記載内容についてご説明させていただきます。

構成としましては、先ほども若干申し上げましたが、第2章の現状と課題に対応する形として記載をさせていただいております。記載する内容についてでございますけれども、施策の方向性という形にさせていただいておりますので、細かいところまで記載するというよりは、大きな部分、大まかな記載という形で考えておりますので、このような形にさせていただいております。しかしながら、特に必要と思われる部分については、逆に若干細かく書かせていただいているところもあるかとは思いますが、それではまず、1ページお捲りいただきまして、「1. 保育の質の維持・向上に向けて」について簡単にご説明させていただきます。こちらは第2章の現状と課題に対応するものとしましては、(2)の保育の質と向上、11ページから16ページの部分に対して対応する施策の方向性ということとなります。項目としましては、巡回支援・ネットワークづくり、それから保育の質のガイドラインの活用、保育者の研修、保育者の確保の4つを挙げております。事前に委員の皆様にお送りさせていただきました資料としては、このあと5つ目に評価に関する項目がございましたが、素案作成途中でこちらの方で検討していた内容と異なる記載を誤って載せてしまった部分がございますので、いったん、(5)については削除させていただきますのでよろしくお願いいたします。こちらについては次回、整理したものを出させていただきますのでよろしくお願いいたします。23・24ページについての説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○米原委員長 ありがとうございます。5章の23ページ、24ページですね、5章の項目についての説明がありました。これまでご議論いただいた1・2章同様、基本的には記載内容に明らかな誤りとか整合が取れていない等ありましたらご指摘いただく形となりますので、そのような点についてご意見・ご質問等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○八下田委員 八下田です。(1)の下2行目の「(仮称) 幼児教育・保育アドバイザーの設置等」とあるんですけれども、アドバイザーとは具体的にどんなものなのでしょうか。

○保育政策担当課長 事務局です。最後の締めくくりが「検討します」という若干消極的な表現なんですけれども、事務局の方で現在考えておりますのが、他の自治体では若干導入例があ

るんですけれども、いわゆる保育をする側の保育者のスキルアップを支援するアドバイザーというところですよ。今現在、一般的によく言われているのは、巡回相談・巡回支援のお話もありましたが、特別な配慮の必要なお子さんへの対応が軸になっている部分の方が一般的だと思うのですが、そうではなくて、保育全般に関してのスキルアップを支援していく専門の方をアドバイザーとしてお招きして、置いて、全体のスキルアップに資する取り組みができないかという、そういう意図でございます。

○八下田委員　　今まで、現在ではこういったことは全くないんですよ。

○保育政策担当課長　はい、現在小金井市においてはありませんので、各園の中でのそれぞれのスキルアップですとか、以前若干ご紹介した研修等を通じてスキルアップを図っていただいているというのが主であるというふうに思っています。

○真木委員　　真木です。(1)のところなんですけれどもネットワークづくりの中で、「巡回支援チームを編成し」というのは、具体的には、発達支援の巡回相談とかそういったことだけでなく、他のこともあると思うのですが、具体的にどのようなことを考えていらっしゃいますか。

○保育政策担当課長　事務局です。具体的にというところがつぶさにご説明できるものではまだないんですけれども、基本的には、今真木先生に言っていた、特別な配慮が必要なお子さんへの支援以外の、保育全般の部分ですとか、そういう部分に、保育内容ですとか、そういう部分についての支援等できればと考えているところであります。

○井戸下委員　　井戸下です。(1)のところの、ちょっといじわるな言い方にはなってしまうんですけれども、書いている内容は、「こういうことを目指す」とか「検討します」と書くのは、本当に是非やってもらいたいと思うところではあるんですけれども、文言として書くのはとても難しいのかなと思うのですが、いつぐらいにとか、どれぐらいを目途にとか、そういう文言が一言あるだけで、市の本気度が見えるというか。今ここに入れるのは難しいんだろうとは思いますが、少しでも言及があると、見た人も具体的にやろうとしている姿勢が分かるのかなと思うのですが、そのあたりはどうでしょうか。

○事務局　　事務局です。ご質問で言っていた部分もでございます。今回の保育計画、これ自体のコンセプトが、中長期的な部分を視野に入れたというような形で考えております。こちらの第5章も、方向性、施策の方向性というような書き方をさせていただいております。もしこれが年次等を含めた書き方となりますと、たまに引き合いに出させていただいているのですが、子育て全体の5か年の計画もございまして、そういったところの中に具体的に明記をしていくというのが本来であるかなと思いますので、全体的には方向性として書かせていただいている中で、先ほどの5章の説明の中でもさせていただいたんですけれども、基本的には大まかな方向性を書かせていただきつつ、具体的に書かせていただいている部分については、より必要性を感じている部分についてはより明確に書いていきたいというふうに書かせていただきますので、ご趣旨は分かりますが、年次までとなってしまうと、最

初の話に戻ってしまうのですが、保育計画というもともとの名称とおり、年次の計画のような形になってしまうと、市の想定している意図のものとは異なるものとなりますので、検討しますを実施しますにしましょうとか、そういうのはあるかもしれないのですが、年次までの記載については、市としてはちょっと厳しいなというのが正直なところです。

○井戸下委員　具体的な年次とか、何年以内にとか、そこまでの記載は求めてはいないんですけども、具体的に、なんて言えばよいのか難しいのですが、今このままでと、書いてただけで終わってしまうような、絵にかいた餅のような感じで終わってしまう可能性もあるような気がするので、何か一言言及が欲しいかなという気がします。他のところでもありますけれども、具体的な数の見込みについては議論しますとか、例えばそういう文言でも良いのですけれども、何かあればと思います。

○事務局　ちょっと検討させていただこうと思うのですけれども、どのような表現ができるかは検討させていただこうと思いますが、ご趣旨は重々理解するのですが、お答えできるところまで書き込めるかどうかは預からせていただきたいと思います。

○茂森委員　茂森です。我々、保育園園長はですね、厚生労働省や保育指針の方から、各保育園で研修に行ったり、努力しなさい、スキルアップするために努力しなさいと言われてることを、市の方でせっかく書かれたのだから、あまり突っ込まないで、もっともっと一杯書いていただいて、書面で残していただきたい。あんまり突っ込んでしまうと次から書きづらくなるのかなと。ぜひ前向きなことは書いていただきたいと思います。

○米原委員長　いかがでしょう、園長先生方、こちらの方はあまり記載は多くないですけども、外部の研修だけでなく、園内研修もしくは近隣の園の合同園内研修というような、より実現しやすい方向性というものがもしあれば、出していただくとうまいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○真木委員　真木です。研修の件なんですけれども、以前の保育検討協議会でも出させていたんだんですけども、小金井市として、保育園、幼稚園関係なく、研修会ができたらいかなと思って提案いたしましたら、場所がないと。皆が集まる場所がないというようなお話をいただいたんですね。この間のアレルギーの研修で、小学校の体育館で行いましたが、小学校の体育館をお借りすればいろんなことができるんじゃないかなって思いました。特別に市の何とか会館でなくても、小学校の体育館でも、中学でもどこでも良いのですけれど、体育館というのをお借りしてできれば、講師をお呼びするお金がなければですね、いろいろな十八番をお持ちの方がいらっしゃると思うので、そういう方を招いて、いろいろ学習会をしても、身近な学習会になると思うのですね。そういうちょっとしたことから研修を始めて、質の向上につなげていけたら良いのかなとつくづく思っておりました。学芸大学等もあるので、かなり、先生たちを口説けば何とかなるんじゃないかと思うんですけども、ご利用なさると良いのではないのでしょうか。先生から怒られるかもしれないですけど、こちらにいらっしゃる先生たちも、大学の先生もいらっしゃる。委員長もそうですけれども。たくさんお勉強なさっていらっしゃるので、講師になってやっていただ

けると、とても良いのではないかなと思います。

○保育政策担当課長 事務局です。研修の書きぶり、今委員長からもご指摘があったとおり、ちょっと薄い書きぶりなのかなというところもあったかと思うのですが、全体のバランスを見ながら、こちらの方は少し考えたいというふうには思います。また、真木先生から貴重なご意見をいただきましたので、実際進めさせていただくにあたっては、様々な方に様々なご相談をしながらより良いものをできればと思います。以上です。

○米原委員長 他はいかがでしょうか。

○大越委員 大越です、(1)の巡回支援チームのところなんですけれども、「市内各園を巡回することで、市内のネットワークづくりを促進するとともに、その施設の形態から職員数が限定される特定地域型保育事業や認可外保育施設を中心に、「巡回支援を行うことで、さらなる質の向上を図ります。」と書いてあるんですけれども、これというのは、基本的に全部、市内全部の園を巡回しますよという認識でよいのでしょうか。

○保育政策担当課長 事務局です。ここについては、実際考え方としてこういう場に出させていただいたのはあまりないかなと思っております。基本的には市内全園というふうに思っているんですけれども、関わり方は様々かなというふうに考えています。その中で、中心に、と書かせていただいた部分は特に、民間園と比べて市との距離が若干あるかなと思っている園ですとか、書かせていただいているとやはり体制的にスタッフが少ない分、スキルアップや時間の使い方がより限定されてしまっているという課題はあるかなというふうに思っていますので、ネットワークという視点、それから回るという視点では、基本的には市内全園を考えております。

○飯塚委員 飯塚です。また(1)なんですけど、巡回支援が各園を巡回するというのと、市内のネットワークを作っていくというのは、今いちつながらないので、もう少し詳しく説明いただけますか。

○保育政策担当課長 事務局です。確たる構想があるわけではない部分での書き方なので、大まかな感じになってしまっているのかなというところなんですけれども、ネットワークと言って、ネットワークの図を作るだけではやはり形にならないということもありますし、それを主体的につなげていくためには、やはり各園を回ってつなげていくチームが必要だという考え方を持っていますので、そういう意味では、巡回するという行為の中には、ネットワークを紡いでいるという役割も持ってもらいたいというような思いで書かせていただいているというところがございます。併せて、ただ回るだけではなくて、支援ですとか、協力が必要な部分については、併せて協力していくという考えからこのような形に書かせていただいておりますので、ちょっとまとめすぎている部分があれば、ネットワークづくりと巡回とを分けるという考え方もあるかと思うのですが、形としては一体的に進めていく必要があるなというところで、このような書き方をさせていただいたところです。

○飯塚委員 飯塚です。巡回支援チームが各園を巡回することは、それはもう巡回支援チームと各園の間で、完結しますよね。そうすると、巡回支援チームは市内全域の

ことを把握できるけれども、それと各園がつながっていくというのはちょっと、どうするのかというのが素朴な疑問なんですけれども。

○米原委員長 現状として、特定地域型保育事業の事業所ですとか、認可外保育施設と市がどれだけ連携を取っているのか、私が受け取ったのは、まずそこが連携を取れていないので、巡回をすることで関係を作っていく。それが結果としてネットワークの基盤となるのかなと思っているのですが、いかがでしょうか。

○保育政策担当課長 事務局です。おっしゃるとおりの部分はございます。また、認可園であれば園長会というものがあまして、現在小金井の場合は民間と公立と別々に開催していますけれども、会議体として定期的に行われているものではありませんので、そういうところからの連携というやり方もあるのかなと思っておりますので、そういう様々なところで園同士のつながりを深めていくとともに、委員長から言っていたとおりの、関係として認可と比べると若干距離があるところについては、巡回支援チームの巡回なども絡めながら形を作っていくたいと思っております。

○米原委員長 そもそも、現状と課題のところ、課題がのっかっていないから、この書きぶりのところで受け止め方が違ってきているので、その整理はしていただきたいです。企業主導型保育事業など、本当に自治体はほとんど把握できていなかったのを把握しなさいというふうになりまして、やっと関わりが持てるようになったという現状が実はあるんですね。それまでは、自治体のなかにどれくらいあってどれくらい定員なのかということがなかなか把握できていなかったのが、やっと把握できる環境になってきたというか、把握しろというふうに言われているので。こういう実情ですけれども。そういった、まずは市との関係について課題があるということについて、どこかに記載がないといけないかなというふうに思っております。

○飯塚委員 飯塚です。であるならば、巡回することでネットワークというといい方が大雑把かなと思うので、巡回して、まずは現状を把握して、それをもとにネットワークづくりにつなげていきたいというような主旨の文言にさせていただけるとありがたいです。

○保育政策担当課長 事務局です。いただいた意見を参考に修正をかけていきたいと思えます。

○大越委員 大越です。私も今のところで、ネットワークづくりというのが具体的に見えてこなくて、例えば、介護だと地域包括ケア会議、地域ごとに介護分野に関わる人とかいろんな人が集まって、その地域の課題とかを解決できるような会議があるんですけど、そういうのをイメージしているのか、ネットワークづくり、市内のネットワークづくりというと、どういうイメージなのかを教えてくださいのすけれども。

○保育政策担当課長 事務局です。保育分野におけるネットワークづくりという書き方をしたので様々なご意見が出ていると思いますが、まず園同士のネットワークを強めていく、現状のところ書ききれないかもしれないんですけども、今の小金井の部分については、やはり認可であれば認可、特定地域であれば特定地域というように、保育の形態ごとの横の連携は強弱あるにしても、それを全部ひっくるめた連携というのはほぼないというところがあります。今大越委員が例に出していただいた部分

については、制度的にそういうものを設置するような仕組みがすでにできていますので、保育における地域の課題を解決するための会議体を作るところまで踏み込んだものではなく、まずは保育者の中での連携を強めていくことで、それぞれの園の質を向上していこうというところが一つの大きな視点というところがかかせていただいております。

○米原委員長 現状、散歩に行った公園の先で、どの保育園の先生が連れてきているのかお互いに分からないというのが、日本各地、首都圏では多いのではないかと。少なくとも、地域にどのような保育施設があり、保育事業がありということを知ることさえもできていないということが前提としてあって、連携施設といわれる、小規模保育事業、2歳までの保育、その後の保育・幼児教育とのつながりとかですね、その辺もネットワークなんでしょうけれども、そういったことについてより市民に分かりやすい書き方とか、市の方向性により具体性をもって書けるところは修正検討を進めていきたいと思っております。

それでは、時間になっておりますので、第5章について、本日の時点ではいったんここで終了させていただきます。いただいた意見を踏まえて、修正案の作成と、今回記載されていない項目について、事務局の方で準備をお願いいたします。

それでは、次第のその3、その他について、お願いいたします。

○保育政策担当課長 事務局の方から、次回日程について確認ということでご連絡をさせていただきます。次回は2月27日（木）同じく午後7時から、会場も同様にこちらの801会議室での開催となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

○米原委員長 何か委員の方からはございますでしょうか。

○大越委員 先ほどのところで触れようと思ったんですけども、ガイドラインの活用の話が出てきているんですけども、どこかの自治体の先進事例の話を知りたいという話をずっとさせていただいて、その後、いかがでしょうか。

○保育政策担当課長 事務局です。現時点で、こちらの方からまだ具体的なものをお示しできないのは大変申し訳なく思っております。今回の策定委員会の会議についてなんですけれども、現状の進捗状況等を鑑みまして、終了時期を今よりも後ろの方に持つ必要があるなと思っております。それに基づきまして、皆様にご議論いただきますスケジュールの方も変わってくるかなと思っておりますが、現状、予算を伴うものなため具体的なところは申し上げられないところがあるんですけども、今大越委員からお話いただいた部分については、ガイドラインのお話をこの場で実際にさせていただく前には、しかるべき方をお呼びして、お話を聞くような取り組みも会議の中に組み込みたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○米原委員長 他、その他、委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、以上で本日の委員会は終了いたします。遅くまで大変お疲れさまでした。